⑴	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物 （下幸坂宿舎） 帳簿価額（取得時）：15,588,979円 帳簿価額（申請時）：12,732,300円	土地、建物 （大沢連絡所） 帳簿価額（取得時）：95,527,354円 帳簿価額（申請時）：77,828,399円	土地 （東金ダム関連用地） 帳簿価額（取得時）：110,110,000円 帳簿価額（申請時）：110,110,000円
⑵	不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑶	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷	譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	14,749,677円 (8,819,981円)	11,412,933円 (7,231,742円)	8,960,001円 (2,221,270円)
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	694,637円 (411,920円)	1,095,579円 (386,849円)	582,064円 (―)
⑹	国庫納付等の額	8,408,061円	6,844,893円	2,221,270円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	―	―	―
⑻	減資額	―	―	―

(注)　⑴の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑷⑸の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑺については、平成27年４月16日に国庫納付が行われております。
⑻については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

⑴	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物 （左京宿舎） 帳簿価額（取得時）：185,521,401円 帳簿価額（申請時）：171,644,213円	土地、建物 （豊中宿舎） 帳簿価額（取得時）：14,563,200円 帳簿価額（申請時）：12,690,084円	土地 （高橋場宿舎） 帳簿価額（取得時）：15,479,060円 帳簿価額（申請時）：15,479,060円
⑵	不要財産となった理由	独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、検討した結果、不要と認められたため	独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、検討した結果、不要と認められたため	土地の一部が未利用となっており、今後も具体的な利用計画がないため
⑶	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷	譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	60,826,556円 (44,640,628円)	55,550,000円 (5,645,726円)	23,348,629円 (13,005,186円)
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	657,688円 (310,429円)	842,400円 (―)	498,187円 (277,490円)
⑹	国庫納付等の額	44,330,199円	5,645,726円	12,727,696円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	―	―	―
⑻	減資額	―	―	―

(注)　⑴の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑷⑸の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑺については、平成27年４月16日に国庫納付が行われております。
⑻については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。